

基準器検査手数料

基準器検査手数料

(平成12年4月1日改定)

区 分		単 位	手数料の額 (単位:円)	備 考	
タクシメーター装置検査用基準器		1個につき	13,400		
基準手動天びん		1個につき	4,900	県で検査可能なのは ひょう量2トン以下の ものであって、目量又 は表記された感量が ひょう量の4千分の1 以上のもの	
基準直示天びん		1個につき	7,900		
基準台手動はかり	ひょう量が1キログラム以下のもの	1個につき	3,350	県で検査可能なのは ひょう量5トン以下 のものであって、目 量又は表記された感 量がひょう量の2万 分の1以上のもの	
	ひょう量が10キログラム以下のもの	1個につき	5,300		
	ひょう量が50キログラム以下のもの	1個につき	7,800		
	ひょう量が200キログラム以下のもの	1個につき	10,500		
	ひょう量が500キログラム以下のもの	1個につき	14,000		
	ひょう量が1トン以下のもの	1個につき	20,900		
	ひょう量が1.5トン以下のもの	1個につき	27,800		
	ひょう量が2トン以下のもの	1個につき	34,700		
	ひょう量が2.5トン以下のもの	1個につき	41,600		
	ひょう量が3トン以下のもの	1個につき	48,500		
	ひょう量が3.5トン以下のもの	1個につき	55,400		
	ひょう量が4トン以下のもの	1個につき	62,300		
	ひょう量が4.5トン以下のもの	1個につき	69,200		
	ひょう量が5トン以下のもの	1個につき	76,100		
基準分銅	1級	表す質量が200グラム以下のもの	1個につき	3,200	1級である旨の表記 (F2)があるもの
		表す質量が200グラムを超えるもの	1個につき	7,900	
	2級	表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき	640	2級である旨の表記 (M1)があるもの
		表す質量が50キログラム以下のもの	1個につき	780	
		表す質量が50キログラムを超えるもの	1個につき	8,800	
	3級	表す質量が5キログラム以下のもの	1個につき	480	3級である旨の表記 (M2)があるもの
表す質量が50キログラム以下のもの		1個につき	650		
表す質量が50キログラムを超えるもの		1個につき	7,100		
基準湿式ガスメーター		1個につき	18,400	計ることのできるガスの体積が計量室の1回転につき20リットル以下のもの	
液体メーター用基準タンク	燃料油メーターの検査に用いるもの	全量が0.25立方メートル(250リットル)以下のもの	1個につき	13,600	県で検査可能なものは全量25リットル以下のもの
	水道(温水)メーターの検査に用いるもの	全量が0.25立方メートル(250リットル)を超えるもの	1個につき	34,000	県で検査可能なものは全量1,000リットル未満のもの
<p>最小測定量の200分の1の量による液面の位置の変化が2ミリメートル未満のものに限る。</p> <p>ゲージグラスを2以上有する場合にあっては、ゲージグラスが1増すごとに、当該検査に係る手数料の額の欄に掲げる額に当該額の2分の1に相当する額を加算した額とする。</p>					

この表に掲げたもの以外の検定・検査を行う場合の手数料の額は、その都度知事が定める額とする。